

柏市立藤心小学校

PTA 会則

PTA 規約

PTA 運営細則

PTA 慶弔規程

令和 6 年度改訂版

目次

藤心小学校 PTA 規約	P. 3
第 1 章 名称	P. 3
第 2 章 目的及び基本方針	P. 3
第 3 章 原則	P. 4
第 4 章 会員及び会費・会計年度	P. 4
第 5 章 本部役員、会計監査及び顧問	P. 4-5
第 6 章 総会	P. 6
第 7 章 各委員会及び専門部	P. 6-9
第 8 章 学級部及び地区	P. 9-10
第 9 章 その他事項	P. 10
藤心小学校 PTA 運営細則	P. 12-15
藤心小学校 PTA 慶弔規程	P. 16

藤心小学校 PTA 規約

第 1 章 名称

第 1 条 本会は柏市立藤心小学校 PTA と称する任意団体であり、事務局を藤心小学校内に置く。

第 2 章 目的及び基本方針

第 2 条 本会は教育を本旨とする自主的な民主団体であり、保護者と教職員が協力して、児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的の実現、並びに本会の健全な発展のため、次の事項を運営・活動の基本方針とする。

1. 学校及び家庭における教育についての理解を深めるとともに、それぞれの立場を尊重し、会員間の相互理解に努める。
2. 児童の心身ともに健全な成長を図ることを支援し、活力ある PTA 活動の創造とその推進に努める。
3. 学校及び地域における児童の生活環境の改善・充実を推進するとともに、家庭及び地域の教育力の向上に努める。

第 4 条 本会の入退会については、次の通りとするが、該当するすべての保護者および教職員の入会が望ましい。

1. 入会は、所定の様式による会員登録用紙を提出し、本会の正会員となる。
2. 退会は、所定の様式による会員退会用紙を提出し、退会とする。退会后、再登録用紙を提出することで再入会することができる。

第3章 原則

第5条 本会は次の事項を原則とする。

1. 本会と同様の目的を持ち活動する他の団体及び機関等と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよる活動、または営利を目的とするような活動は行わない。
3. 本会または本会の役員の名で公私の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事、及びその他管理等に干渉しない。

第4章 会員及び会費・会計年度

第6条 本会の会員の構成及び所属は、次の通りとする。

1. 会員は、本会の目的に賛同する本校の児童の保護者及び教職員によって構成され、すべて平等の権利と義務を有する。
2. 保護者会員は、児童の所属する学級の学級部及び地区に所属する。
また、教職員会員は、教職員部及び担任する学級の学級部に所属する。

第7条 本会の会員は、会費を納めるものとし、その額は運営細則に定める。

第8条 本会の経費は、会費及びその他の収入によって支出する。

第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第5章 本部役員、会計監査及び顧問

第10条 本会には、次の本部役員と会計監査及び顧問を置く。各役員の任期は1年とし、原則、兼任は認めない。ただし、再任は妨げない。なお、本部役員2期以上の任務を終えることにより、1名及び複数児童における役、係の任務を終えたこととする。ただしその任務期間内に、いずれの

児童も在校した場合に限定する。

1. 本部役員：会長 1 名・副会長 3 名・書記 2 名・会計 2 名
2. 会計監査 2 名
3. 顧問 2 名
4. 会長が必要と認めた場合には、会長補佐を置くことができる。

第 11 条 本部役員、会計監査及び顧問は、本会の会員の中から次のように選任される。ただし、顧問は本会の会員に限らない。

1. 本部役員及び会計監査は、第 7 章の中に定める役員候補者推薦委員会によって推薦され、定期総会において決定する。
2. 顧問は、前年度本部役員及び校長、教頭によって推挙され、本人の同意もってその任に着く。

第 12 条 本会の本部は、本部役員と事務局で構成し、役割は次の通りとする。

1. 本会の運営・活動の全般的な取りまとめ。
2. 地域等の関連する団体・機関との連携及びその調整。なお、連携を図る主な団体等については、運営細則に列挙する。
3. 第 12 条に定める各本部役員の個別の任務、及びその他の事務処理等。

第 13 条 本部役員、会計監査及び顧問の主な任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し総会、総務委員会及び運営委員会を招集する。
また、本会の運営に関する一切の事項を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理を務める。
3. 書記は、総会並びに運営委員会等の議事を記録・保存し速報する。
また、会員に対して各種の通知を発送する。
4. 会計は、本会の会計事務として金銭の出納及びその管理を行う。また、定期総会において決算報告及び予算の提案を行う。
5. 会計監査は、その年度の会計事務について監査し、総会において監査結果を報告する。

6. 顧問は、本会の運営に関する助言を行う。

第6章 総会

第14条 総会は本会の最高議決機関であり、年度当初に開催される定期総会及び第15条の定めによって開催される臨時総会がある。

第15条 定期総会は、前年度の活動報告・決算の承認、本年度の活動計画及び予算の審議・承認、本部役員及び会計監査の選出、その他重要な事項に関する審議並びに承認を行う。

第16条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または全会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。

第17条 総会は、全会員の3分の1以上の出席をもって成立し、議決は別に定めのない限り、出席者の過半数の承認を必要とする。ただし、出席及び議案の承認は、委任状をもって代えることができる。

第7章 各委員会及び専門部

第18条 本会は運営・活動を円滑に進めるため、総務委員会、運営委員会、専門部、学級委員会、地区委員会、及び専門委員会を設ける。各委員会及び専門部の構成等は、次の通りとする。

1. 総務委員会は、本部役員・事務局、各専門部長、学級委員代表（5年学級委員：各学級部1名）及び地区委員長で構成する。

会議は、本部または総務委員が必要と認める場合に適宜開催する。

2. 運営委員会は、本部役員、各学級部の代表（学級委員：各学級部1名）、校長、教頭、及び教職部代表（ただし、教職部代表は校長または教頭が兼ねることができる）で構成する。

各専門部長及び地区委員長は、本部から要請があった場合に会議に出席する。なお、本部等が認める場合は、構成委員以外も会議に出席

できる。

会議は、年間活動計画に基づき定期的に開催する。また、本部または総務委員会が必要と認める場合は、臨時に開催することができる。

3. 各専門部は、役員候補者推薦委員会で選任される専門部長と、各学級部から選出される専門部員（各学級部1名）で構成する。

各専門部は、専門部員の中から若干名の副部長を互選する。

なお、設置する専門部は運営細則に定める。

4. 学級委員会は、各学級部の代表（学級委員：各学級部2名）で構成する。特に学級委員長は置かず、5年学級委員のうち各学級部の1名が学級委員代表を務める。

なお、会議は各委員が必要と認める場合に適宜開催する。

5. 地区委員会は、各地区からの若干名ずつの代表者で構成する。

委員長、副委員長は、各地区の代表者の中から互選する。

なお、各地区の区分けについては運営細則に定める。

6. 専門委員会は、毎年設置する藤っ子まつり実行委員会、役員候補者推薦委員会、及び運営委員会での承認により必要に応じて設置される特別委員会とする。各専門委員会の構成は、次の通りとする。

- (1) 藤っ子まつり実行委員会は、原則、本部役員の副会長1名が実行委員長を務め、他の本部役員、各学級部の代表（学級委員：各学級部1名以上）、教職員部代表及び会員からの有志代表で構成する。

- (2) 役員候補者推薦委員会は、本部役員代表2名、各専門部長、学級委員代表（5年学級委員：各学級部1名）、地区委員長、学校代表1名で構成し、その中より委員長、副委員長を互選する。

- (3) 特別委員会の構成及び代表者（委員長等）については、設置の都度検討する。

7. 各委員会の委員及び専門部長・専門部員の任期は1年とし、原則、運営委員会の構成員である本部役員、専門部長、学級委員、地区委員長の兼任は認めない。ただし、再任は妨げない。

なお、専門委員会の委員及び委員長は、任期及び兼任についてこの限りとしない。

第19条 各委員会及び専門部の役割・任務は、次の通りとする。

1. 総務委員会の主な役割は、次の通りとする。
 - (1) 規約の改廃及び表彰に関する検討・推薦。
 - (2) 翌年度の年間活動計画案、予算案の検討及び定期総会の日程の決定。
 - (3) その他、重要な事項に関する検討・立案。
2. 運営委員会は、次の事項を目的として定期的または臨時に会議を開催する。また、各種活動が円滑に進むよう調整し合意することをその役割とする。なお、会議の開催は、委員の代理出席者を含め定員の3分の2以上の出席を必要とする。
 - (1) 本部、総務委員会及び学校からの伝達事項の連絡。
 - (2) 活動計画に基づく各種活動の進捗状況、またはその結果・会計及び反省事項等の報告。
 - (3) 重要事項または緊急事項についての提案及び検討・討議。
 - (4) 運営細則及び各種規程の新設または改廃に関する提案及び検討・協議。
 - (5) その他、出席者が必要と認める事項の連絡、提案及び検討・協議。
3. 各専門部は、それぞれが担当する専門的な活動の企画・運営及び必要な連絡・報告を行う。

設置する専門部及び各専門部が担当する活動の内容については、運営細則に定める。
4. 学級委員会は、学年・学級を通じて横断的な検討事項がある場合等に、各学級部の意見を取りまとめること等をその役割とする。
5. 地区委員会の主な役割は、次の通りとする。
 - (1) 地区活動の取りまとめ及び地域の安全に関する問題点等の検討・改善提案。
 - (2) ひまわり110番（こども110番）の依頼・設置、及びその他の立て看板の設置・補修に関する企画・実施。
 - (3) 地域の関連団体等と連携したパトロール活動等、及びその取りまとめ。
6. 専門委員会は、特定の目的または期間が限定された活動を行う。

各専門委員会の主な役割は、次の通りとする。

- (1) 藤っ子まつりは、本会の目的に基づき、会員間の相互理解を深めること等を目的として開催される本会の主要行事であり、藤っ子まつり実行委員会は、その企画・立案及び運営を行う。
- (2) 役員候補者推薦委員会は、翌年度の本部役員及び会計監査の候補者を推薦し、定期総会に提案する。その手順は次の通りとする。
また、本委員会は、翌年度の各専門部長を選任する。
- ①推薦委員の氏名は全会員に発表され、各会員はそれぞれの役員候補者を推薦委員会に推薦することができる。
- ②推薦委員会は、本部役員及び会計監査を役員別に推薦し、これを定期総会開催日の少なくとも3日前までに会員に通知する。
この場合、予め推薦候補者の同意を得ることとする。
- (3) 特別委員会の役割・任務については、設置の都度検討する。
7. 各委員会及び専門部の企画・活動において重要な事項は、運営委員会の協議を経ることとする。

第8章 学級部及び地区

第20条 各学級部は、その学級に所属する児童の保護者及び担任教員に構成され、学級または学年等で必要な連絡、活動、検討等を行う。

また各学級部は、次の学級役員及び係を選出し、各学級役員等はそれぞれ次の任務を担当する。各学級役員の任期は1年とし、原則、兼任は認めない。なお、欠員が生じた場合は、速やかに後任を選出する。

1. 学級委員（2名）

学級部内の統括、学級委員会への出席、運営委員会への出席（1名）、藤っ子まつり学年企画の立案・運営、及び藤っ子まつり実行委員会への出席（1名以上）。

2. 各専門部員（各専門部1名）

各専門部活動への参加。

ただし、専門部長が所属する学級部は、当該専門部員を選出しなくてもよい。

第21条 地区は、所属する児童の保護者で構成され、次の活動を行う。また、

各地区は、地区の代表者として若干名の地区委員を選出する。

なお、地区分けの詳細は運営細則に定める。

1. 通学路における児童の安全確保のためのパトロール活動、及びその報告。
2. 前項のためのパトロール表等の作成（地区委員）。
3. その他、地域における児童の安全等に関すること及び検討。

第9章 その他の事項

第22条 校長及び教頭は、必要に応じ各会議に出席し意見を述べるができる。

第23条 本会の運営・活動を円滑に進めるため、運営細則を定める。運営細則は、本規約に反しない限り運営委員会での協議を経て追加・改廃ができる。

第24条 本規約に定められていない必要な事項については、別途、規程を設ける。規程は、本規約に反しない限り運営委員会での協議を経て新設、追加・改廃ができる。ただし、規程内で改廃等に関する別の定めがある場合は、この限りでない。

第25条 本規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。なお、改廃案については、総会開催日の少なくとも3日前までに会員に通知することとする。

付則

1. この規約は昭和49年6月29日から実施する。
2. 昭和58年4月16日付一部改正
3. 平成2年4月21日付一部改正
4. 平成4年4月25日付一部改正
5. 平成5年4月24日付一部改正
6. 平成7年5月6日付一部改正
7. 平成15年4月26日付一部改正
8. 平成19年4月21日付一部改正
9. 平成26年4月26日付一部改正
10. 平成29年4月15日付一部改正
11. 平成30年4月21日付一部改正
12. 令和2年4月25日付一部改正
13. 令和4年4月23日付一部改正

藤心小学校 PTA 運営細則

第1条 本運営細則は、PTA 規約第20条に基づき定められるものである。

第2条 藤心小学校 PTA（以下、本会という。）の会員は、会費として1世帯当たり月額250円を納めることとする。

第3条 本会には、次の各専門部を設置する。また、各専門部が担当する活動の内容（役割）は次の通りとし、その年度で必要な活動を行う。

1. 広報部

- （1）PTA 会報の編集・発行。
- （2）編集・発行に必要な企画・検討、取材活動等。

2. 文化厚生部

- （1）講演会、講習会等の研修及び文化的な事項に関する企画・運営。
- （2）環境美化に関する作業（草刈、ペンキ塗り）等の企画・運営。
- （3）保健及びその他厚生的な事項に関する企画・運営。

3. ベルマーク部

- （1）ベルマークの収集及び集計の企画・実施。
- （2）収集したベルマークの活用方法等の検討・提案。

第4条 本会には、各学級部から選任され、行事等で作業する以下の係を設け、その任務は次の通りとする。

なお、各係は本会の本部（以下、本部という。）が取りまとめる。

1. 藤っ子まつり係（各クラス3名）

当日の本部企画イベントの運営。

2. 運動会係（各学年1名、できれば男性が望ましい）

前日準備作業、当日後片付け作業。（テント張り等）

第5条 本会の保護者会員が所属する各地区の区分けは、次の通りとする。

- 1. 藤心第1、藤心第2、藤心第3、逆井第1、逆井第2・サンハイツ、

藤ノ台の6地区に分ける。

2. 地区の状況によって、地区ごとの判断で若干の班を設けることができる。
3. 班分けは、各年度の状況によって、学校と相談し随時見直しを行う。

第6条 各年度のクラブ活動は、本会の会員である希望者がクラブ設置について申請を行い、運営委員会での承認が得られた場合、設置し活動する。
クラブ設置に関する詳細は、次の通りとする。

1. クラブ設置の申請に必要な要件は、次の通りとする。
 - (1) 活動目的が次のいずれかに該当する活動であること。
 - ①本会の会員相互または地域の方々との親睦を図る。
 - ②児童の健全育成等に寄与する。
 - (2) 本会の会員が中心となる活動であること。
(ただし、本会の会員以外の参加も認める。)
 - (3) 代表者（本会の会員）及び会計担当者（金銭の出納がある場合）をそれぞれ置くこと。
 - (4) 活動予定の提出及び活動報告を行うこと。
 - (5) 学年・学級または地区によって参加者が限定されないこと。
2. 各クラブは、設置の申請に併せて活動補助費の予算申請を行うことができる。活動補助費は、総務委員会での検討の結果、一般予算案に組み込まれ、且つ定期総会での承認が得られた場合に、支払いを受けることができる。

活動補助費に関する詳細は、次の通りとする。

- (1) 各クラブへの支払額の上限は、15,000円とする。ただし、総会の承認が得られた場合、または総務委員会が認めた場合、特別活動補助費を支出することができる。
- (2) 総務委員会は、各年度クラブ活動補助費予算総額を設定する。
各クラブからの申請内容を検討の上、総額の範囲内で配分額を決定し、一般会計予算案に組み込む。
なお、特別活動補助費は予備費から支出し、内容について決算報告書により報告する。

(3) 活動補助費の交付は、会計担当者が領収書と共に本部会計へ支払い申請することを原則とする。

3. クラブに関する各種の申請及び管理は、次の通りとする。

(1) 設置及び活動補助費の申請は、前年度の決められた期間内に、『クラブ設置およびクラブ活動補助費予算申請書』によって申請する。

(2) クラブ設置に関する取りまとめは、本部が行う。

(3) クラブの運営・管理及び新規参加者の募集等は、各クラブが行う。

第7条 本会の発展に著しい功績があったと認められる者は、運営委員会の承認を経て表彰することができる。表彰に関する詳細は、次の通りとする。

1. 表彰は、学校長と PTA 会長の連名とする。

2. 被表彰者は、総務委員会より推薦され、運営委員会において決定する。

3. 表彰の審査基準は、次の通りとする。

(1) 本会の活動において特に功労があった場合。

(2) 本会の会員以外が、教育設備等の充実に特に貢献があった場合。

(3) 児童が、学校行事等において善行が大きく他の模範となった場合。

(4) 学校施設等の管理に特に貢献した本会の会員、児童の災害等を未然に防ぐことへの貢献、または、非常の際に特に功労が大きかった場合。

4. 被表彰者が、PTA 会員及び児童の場合は表彰状、その他の場合は感謝状を原則とし、共に記念品を贈ることができる。

第8条 本会の本部は、保護者の代表として学校給食の会計について監査を行う。

第9条 本会が連携を図り、会議への出席、活動への参加・協力、委員の推薦・選出等を行う主な地域団体・機関等は、次の通りとする。

1. 柏市 PTA 連絡協議会（市 P 連）
2. 逆井・藤心地区青少年健全育成推進協議会（青少協）
3. 藤心地域ふるさと協議会
4. 柏市青少年相談員連絡協議会
5. 柏市少年補導委員連絡協議会
6. 他

付則

1. この細則は昭和 49 年 6 月 29 日から実施する。
2. 昭和 49 年 12 月 16 日付一部改正
3. 平成元年 4 月 22 日付一部改正
4. 平成 2 年 4 月 21 日付一部改正
5. 平成 7 年 5 月 6 日付一部改正
6. 平成 15 年 4 月 26 日付一部改正
7. 平成 19 年 4 月 21 日付一部改正
8. 平成 26 年 4 月 26 日付一部改正
9. 平成 29 年 4 月 15 日付一部改正
10. 平成 31 年 4 月 1 日付一部改正
11. 令和 6 年 4 月 24 日付一部改正

藤心小学校 PTA 慶弔規程

第1条 本規程は、PTA 規約第 23 条に基づき、慶弔費について定められるものである。

第2条 慶弔費は次の通り支出する。

1. PTA 会員（本人・教職員）が死亡したときは、香典 5, 0 0 0 円を供する。
2. 児童が死亡したときは、香典 5, 0 0 0 円を供する。

第3条 前条に該当しない事項で必要と考えられる場合については、総務委員会で決定する。

第4条 本規程の金額の変更については、規約第 23 条によらず、総務委員会が行うことができる。

付則

1. この規程は、平成元年 4 月に改正された慶弔規程、及び平成 5 年 7 月に改正された餞別規程に基づき、平成 1 5 年 4 月 2 6 日付で定め、同日より実施する。
2. この規程の実施に伴い、従来の慶弔規程及び餞別規程は廃止する。
3. 平成 1 8 年 6 月 3 日付一部改正
4. この規程は、平成 2 6 年 4 月 2 6 日付で改正し、同日より実施する。